

令和 6 年 9 月市議会定例会

令和 6 年 9 月 2 日提 出

議 案

橋 本 市

議 案 目 録

承認第 1 号	専決処分事項の承認について(令和 6 年度橋本市一般会計 補正予算(第 4 号))	・・・P1
承認第 2 号	専決処分事項の承認について(令和 6 年度橋本市一般会計 補正予算(第 5 号))	・・・P10
承認第 3 号	専決処分事項の承認について(令和 6 年度橋本市水道事業 会計補正予算(第 2 号))	・・・P17
認定第 1 号	令和 5 年度橋本市一般会計決算の認定について	・・・P20
認定第 2 号	令和 5 年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定につい て	・・・P21
認定第 3 号	令和 5 年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の 認定について	・・・P22
認定第 4 号	令和 5 年度橋本市駐車場事業特別会計決算の認定について	・・・P23
認定第 5 号	令和 5 年度橋本市墓園事業特別会計決算の認定について	・・・P24
認定第 6 号	令和 5 年度橋本市農業集落排水事業特別会計決算の認定に ついて	・・・P25
認定第 7 号	令和 5 年度橋本市土地区画整理事業特別会計決算の認定に ついて	・・・P26
認定第 8 号	令和 5 年度橋本市介護保険特別会計決算の認定について	・・・P27
認定第 9 号	令和 5 年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定につ いて	・・・P28

認定第 10 号	令和 5 年度橋本市工業団地造成事業特別会計決算の認定について	・・・P29
認定第 11 号	令和 5 年度橋本市水道事業会計決算の認定について	・・・P30
認定第 12 号	令和 5 年度橋本市下水道事業会計決算の認定について	・・・P31
認定第 13 号	令和 5 年度橋本市病院事業会計決算の認定について	・・・P32
議案第 1 号	令和 6 年度橋本市一般会計補正予算(第 6 号)について	・・・P33
議案第 2 号	令和 6 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について	・・・P43
議案第 3 号	令和 6 年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について	・・・P49
議案第 4 号	令和 6 年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について	・・・P55
議案第 5 号	令和 6 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 1 号)について	・・・P61
議案第 6 号	令和 6 年度橋本市下水道事業会計補正予算(第 1 号)について	・・・P67
議案第 7 号	令和 6 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 2 号)について	・・・P70
議案第 8 号	紀見こども園の開園に伴う関係条例の整備に関する条例について	・・・P72
議案第 9 号	橋本市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について	・・・P77
議案第 10 号	橋本市立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例について	・・・P79

議案第 11 号	橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について	・・・P83
議案第 12 号	橋本市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例について	・・・P85
議案第 13 号	橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	・・・P88
議案第 14 号	橋本市生活交通ネットワーク協議会条例の一部を改正する条例について	・・・P93
議案第 15 号	令和 5 年度橋本市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	・・・P96
議案第 16 号	物品購入契約の締結について	・・・P98
議案第 17 号	物品購入契約の締結について	・・・P99
選第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	・・・P100
選第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について	・・・P101
選第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦について	・・・P102

承認第 1 号

専決処分事項の承認について

令和 6 年度橋本市一般会計補正予算(第 4 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

令和 6 年度橋本市一般会計補正予算(第 4 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 6 年 7 月 12 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

令和 6 年度 橋本市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度橋本市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 27,509 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,729,626 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 7 月 12 日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
13 分 担 金 及 び 負 担 金	
	1 分 担 金
19 繰 入 金	
	2 基 金 繰 入 金
22 市 債	
	1 市 債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
121,754	1,287	123,041
4,648	1,287	5,935
2,634,523	8,622	2,643,145
2,614,554	8,622	2,623,176
1,744,400	17,600	1,762,000
1,744,400	17,600	1,762,000
30,702,117	27,509	30,729,626

歳 出

款		項
6 農 林 水 産 業 費		
	1 農	業 費
11 災 害 復 旧 費		
	1 農 林 水 産 施 設	災 害 復 旧 費
	2 公 共 土 木 施 設	災 害 復 旧 費
歳 出		合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
753,208	3,050	756,258
677,753	3,050	680,803
18,448	24,459	42,907
18,447	16,059	34,506
1	8,400	8,401
30,702,117	27,509	30,729,626

第2表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 6,400	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
地域活性化事業	24,600			

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 22,200	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。
26,400			

承認第 2 号

専決処分事項の承認について

令和 6 年度橋本市一般会計補正予算(第 5 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

令和 6 年度橋本市一般会計補正予算(第 5 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 6 年 8 月 5 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

令和 6 年度 橋本市一般会計補正予算（第 5 号）

令和 6 年度橋本市の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 549 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,730,175 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 8 月 5 日 専決

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款		項	
19 繰入金			
		2 基金繰入金	
21 諸収入			
		5 雑入	
歳入		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
2,643,145	351	2,643,496
2,623,176	351	2,623,527
769,167	198	769,365
698,290	198	698,488
30,729,626	549	30,730,175

歲 出

款		項	
7 商	工	費	
		1 商	工費
歲出		合計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1,367,905	549	1,368,454
1,367,905	549	1,368,454
30,729,626	549	30,730,175

承認第 3 号

専決処分事項の承認について

令和 6 年度橋本市水道事業会計補正予算(第 2 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

令和 6 年度橋本市水道事業会計補正予算(第 2 号)について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

令和 6 年 7 月 22 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

令和6年度 橋本市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和6年度橋本市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 水道事業費用	1,821,951	53,900	1,875,851
第1項 営業費用	1,720,785	53,900	1,774,685

令和6年7月22日 専 決

橋本市長 平木 哲朗

認定第 1 号

令和 5 年度橋本市一般会計決算の認定について

令和 5 年度橋本市一般会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 2 号

令和 5 年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について

令和 5 年度橋本市国民健康保険特別会計決算を、別冊のとおり議会の認定を
求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 3 号

令和 5 年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について

令和 5 年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 4 号

令和 5 年度橋本市駐車場事業特別会計決算の認定について

令和 5 年度橋本市駐車場事業特別会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 5 号

令和 5 年度橋本市墓園事業特別会計決算の認定について

令和 5 年度橋本市墓園事業特別会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 6 号

令和 5 年度橋本市農業集落排水事業特別会計決算の認定について

令和 5 年度橋本市農業集落排水事業特別会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 7 号

令和 5 年度橋本市土地区画整理事業特別会計決算の認定について

令和 5 年度橋本市土地区画整理事業特別会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 8 号

令和 5 年度橋本市介護保険特別会計決算の認定について

令和 5 年度橋本市介護保険特別会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 9 号

令和 5 年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

令和 5 年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 10 号

令和 5 年度橋本市工業団地造成事業特別会計決算の認定について

令和 5 年度橋本市工業団地造成事業特別会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 11 号

令和 5 年度橋本市水道事業会計決算の認定について

令和 5 年度橋本市水道事業会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 12 号

令和 5 年度橋本市下水道事業会計決算の認定について

令和 5 年度橋本市下水道事業会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

認定第 13 号

令和 5 年度橋本市病院事業会計決算の認定について

令和 5 年度橋本市病院事業会計決算を、別冊のとおり議会の認定を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 1 号

令和 6 年度橋本市一般会計補正予算(第 6 号)について

令和 6 年度橋本市一般会計補正予算(第 6 号)を、別紙のとおり議会の議決を
求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 6 年度 橋本市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度橋本市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 219,161 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 30,949,336 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
13 分 担 金 及 び 負 担 金	
	1 分 担 金
15 国 庫 支 出 金	
	1 国 庫 負 担 金
	2 国 庫 補 助 金
16 県 支 出 金	
	2 県 補 助 金
19 繰 入 金	
	1 特 別 会 計 繰 入 金
	2 基 金 繰 入 金
21 諸 収 入	
	5 雑 入
22 市 債	
	1 市 債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
123,041	1,430	124,471
5,935	1,430	7,365
4,603,882	19,760	4,623,642
2,630,679	3,511	2,634,190
1,948,180	16,249	1,964,429
2,229,327	57,297	2,286,624
683,446	57,297	740,743
2,643,496	205,751	2,849,247
19,969	15,718	35,687
2,623,527	190,033	2,813,560
769,365	△83,777	685,588
698,488	△83,777	614,711
1,762,000	18,700	1,780,700
1,762,000	18,700	1,780,700
30,730,175	219,161	30,949,336

歳 出

款	項
2 総 務 費	
	1 総 務 管 理 費
	3 徴 税 費
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費
	7 監 査 委 員 費
3 民 生 費	
	1 社 会 福 祉 費
	2 児 童 福 祉 費
4 衛 生 費	
	1 保 健 衛 生 費
	2 清 掃 費
6 農 林 水 産 業 費	
	1 農 業 費
	2 林 業 費
7 商 工 費	
	1 商 工 費
8 土 木 費	
	1 土 木 管 理 費
	4 都 市 計 画 費
	5 住 宅 費
9 消 防 費	
	1 消 防 費
10 教 育 費	
	1 教 育 総 務 費
	2 小 学 校 費
	3 中 学 校 費
	5 社 会 教 育 費
	6 保 健 体 育 費
11 災 害 復 旧 費	
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
3,714,381	23,190	3,737,571
3,245,481	29,636	3,275,117
263,394	△6,968	256,426
109,605	322	109,927
24,892	200	25,092
12,447,135	108,169	12,555,304
6,384,069	97,566	6,481,635
5,308,044	10,603	5,318,647
3,113,562	24,786	3,138,348
821,632	6,798	828,430
1,370,771	17,988	1,388,759
756,258	13,928	770,186
680,803	11,358	692,161
75,455	2,570	78,025
1,368,454	3,934	1,372,388
1,368,454	3,934	1,372,388
1,969,844	3,002	1,972,846
22,427	120	22,547
1,009,323	2,293	1,011,616
360,919	589	361,508
1,270,428	6,683	1,277,111
1,270,428	6,683	1,277,111
2,740,371	29,138	2,769,509
546,782	5,339	552,121
328,792	△5,745	323,047
176,691	△844	175,847
747,493	6,578	754,071
864,692	23,810	888,502
42,907	6,331	49,238
34,506	6,331	40,837
30,730,175	219,161	30,949,336

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
4 衛生費	2 清掃費	環境美化センター建物等解体事業	102,370千円

第3表

債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
消防庁舎長寿命化改修工事 設計監理委託	令和 6年度から令和 7年度まで	5,369

第4表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害復旧事業	千円 22,200	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
施設整備事業	328,800			
公共施設等適正管理推進事業	865,400			
脱炭素推進事業	8,400			

補 正 後			
限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
千円 23,100	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 ただし、利率見直し方式 で借り入れる公的資金に ついて、利率の見直しを 行った後においては、当 該見直し後の利率。	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合によ り据置期間及び償還期限を 短縮もしくは繰上償還又は 低利に借換えることができ る。
330,300			
876,000			
14,100			

議案第 2 号

令和 6 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)について

令和 6 年度橋本市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)を、別紙のとおり
議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 6 年度 橋本市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度橋本市の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 146,178 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7,387,694 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
6	繰越金		
		1	繰越金
7	諸収入		
		2	雑入
歳入		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1	112,395	112,396
1	112,395	112,396
22,141	33,783	55,924
8,839	33,783	42,622
7,241,516	146,178	7,387,694

歳 出

款		項	
1 総務費			
	1 総務管理費		
	2 徴税費		
4 保健事業費			
	1 特定健康診査等事業費		
	2 保健事業費		
5 基金積立金			
	1 基金積立金		
7 諸支出金			
	1 償還金及び還付加算金		
	2 繰出金		
歳出		合計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
91,061	182	91,243
84,820	120	84,940
6,012	62	6,074
88,285	630	88,915
70,486	67	70,553
17,799	563	18,362
16,834	93,944	110,778
16,834	93,944	110,778
5,034	51,422	56,456
5,032	35,704	40,736
2	15,718	15,720
7,241,516	146,178	7,387,694

議案第 3 号

令和 6 年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)について

令和 6 年度橋本市介護保険特別会計補正予算(第 1 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 6 年度 橋本市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度橋本市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 102,718 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,515,799 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
6 財 産 収 入			
		1 財 産 運 用 収 入	
7 繰 入 金			
		1 一 般 会 計 繰 入 金	
8 繰 越 金			
		1 繰 越 金	
歳 入 合 計			

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1	12	13
1	12	13
1,066,539	281	1,066,820
1,066,539	281	1,066,820
1	102,425	102,426
1	102,425	102,426
6,413,081	102,718	6,515,799

歳 出

款		項
1 総 務 費		
	1 総 務 管 理 費	
	2 徴 収 費	
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	
4 基 金 積 立 金		
	1 基 金 積 立 金	
5 諸 支 出 金		
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	
歳 出 合 計		

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
208,938	281	209,219
90,129	74	90,203
2,690	39	2,729
116,119	168	116,287
1	12	13
1	12	13
22,570	102,425	124,995
2,603	102,425	105,028
6,413,081	102,718	6,515,799

議案第 4 号

令和 6 年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)について

令和 6 年度橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 6 年度 橋本市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度橋本市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 506 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,139,043 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
3 繰	入	金	
		1 一 般 会 計 繰 入 金	
5 諸	収	入	
		2 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
1, 226, 578	173	1, 226, 751
1, 226, 578	173	1, 226, 751
1, 041	333	1, 374
770	333	1, 103
2, 138, 537	506	2, 139, 043

歳 出

款		項	
1 総	務 費		
		1 総	務 管 理 費
3 諸	支 出 金		
		1 諸	支 出 金
歳 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
34,323	173	34,496
34,148	173	34,321
771	333	1,104
770	333	1,103
2,138,537	506	2,139,043

議案第 5 号

令和 6 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 1 号)に
ついて

令和 6 年度橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 1 号)を、別紙のと
おり議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 6 年度 橋本市工業団地造成事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 6 年度橋本市の工業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,307 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 105,102 千円とする。

2 歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（一時借入金）

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,500,000 千円と定める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平 木 哲 朗

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款		項	
3 繰入金			
		1 基金繰入金	
歳入		合計	

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
105, 528	△5, 307	100, 221
105, 528	△5, 307	100, 221
110, 409	△5, 307	105, 102

歳 出

款	項
1 工 業 団 地 造 成 事 業 費	
	1 工 業 団 地 造 成 事 業 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補 正 前 の 額	補 正 額	計
91,975	△5,307	86,668
91,975	△5,307	86,668
110,409	△5,307	105,102

議案第 6 号

令和 6 年度橋本市下水道事業会計補正予算(第 1 号)について

令和 6 年度橋本市下水道事業会計補正予算(第 1 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和6年度 橋本市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和6年度橋本市下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正する。

（収入）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 下水道事業収益	1,897,497	△ 4,473	1,893,024
第2項 営業外収益	1,184,065	△ 4,473	1,179,592

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 下水道事業費用	1,886,115	△ 3,724	1,882,391
第1項 営業費用	1,726,701	751	1,727,452
第2項 営業外費用	153,122	△ 4,475	148,647

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額528,141千円は過年度分損益勘定留保資金等304,128千円と当年度分損益勘定留保資金224,013千円で補填するものとする。）。

（収入）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 資本的収入	744,803	△ 53,990	690,813
第1項 国庫支出金	87,302	△ 7,656	79,646
第4項 他会計補助金	1,540	△ 797	743
第5項 他会計出資金	161,356	△ 37	161,319
第7項 企業債	484,100	△ 45,500	438,600

（支出）

（単位：千円）

科 目	既決予定額	補 正 額	計
第1款 資本的支出	1,272,147	△ 53,193	1,218,954
第1項 建設改良費	353,103	△ 53,193	299,910

（特例的収入および支出）

第4条 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ6,134千円及び41,948千円と定める。

(企業債の補正)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の 目的	補正前				補正後			
	限度額	起債 の 方法	利率	償還の方法	限度額	起債 の 方法	利率	償還 の 方法
下水道 事業	484,100 千円	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行	5.0%以内 ただし、利 率見直し方 式で借入れ る場合、利 率の見直し を行った後 においては 当該見直し 後の利率。	借入先の融 通条件によ る。ただし、 据置き期間 及び償還を 短縮し、も しくは繰上 償還又は低 利に借換す ることができる。	438,600 千円	補 正 前 に 同 じ	補 正 前 に 同 じ	補 正 前 に 同 じ

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位：千円)

科 目	既決予定額	補 正 額	計
(1) 職員給与費	81,396	751	82,147

(他会計からの補助金の補正)

第7条 予算第10条に定めた他会計からの補助金の金額を次のとおり補正する。

- (1) 工業団地造成事業の工事費等に充てるため、工業団地造成事業特別会計からこの会計へ補助を受ける金額を、20,184千円から14,914千円に改める。

令和6年9月2日 提 出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 7 号

令和 6 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 2 号)について

令和 6 年度橋本市病院事業会計補正予算(第 2 号)を、別紙のとおり議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和6年度 橋本市病院事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和6年度橋本市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和6年度橋本市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（収入） (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 病 院 事 業 収 益	7,797,292	1,382	7,798,674
第2項 医 業 外 収 益	691,256	960	692,216
第3項 訪 問 看 護 収 益	73,489	422	73,911

（支出） (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 病 院 事 業 費 用	8,454,592	19,172	8,473,764
第1項 医 業 費 用	8,208,988	19,172	8,228,160

第3条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額506,631千円は過年度分損益勘定留保資金506,631千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額510,349千円は過年度分損益勘定留保資金510,349千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（支出） (単位：千円)

科 目	既決予定額	補正額	計
第1款 資 本 的 支 出	957,101	3,718	960,819
第1項 建 設 改 良 費	123,306	3,718	127,024

第4条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり追加する。

(単位：千円)

事 項	期 間	限度額
カーテン賃借料	令和7年度から令和11年度	7,590
寝具賃借料	令和7年度から令和9年度	46,711

令和6年9月2日提出

橋本市長 平木 哲朗

議案第 8 号

紀見こども園の開園に伴う関係条例の整備に関する条例について

紀見こども園の開園に伴う関係条例の整備に関する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

紀見こども園の開園に伴う関係条例の整備に関する条例

(橋本市立こども園条例の一部改正)

第1条 橋本市立こども園条例(平成19年橋本市条例第22号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後	改正前																						
(事業) 第4条 こども園は、次に掲げる事業を行う。 (1) <u>認定こども園法第2条第7項に規定する目的を達成するための事業及び第3条第2項に関すること。</u> (2)・(3) 略 別表(第3条関係) <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>高野口こども園</td><td>略</td></tr> <tr> <td>すみだこども園</td><td>略</td></tr> <tr> <td>橋本こども園</td><td>略</td></tr> <tr> <td>応其こども園</td><td>略</td></tr> <tr> <td>紀見こども園</td><td>橋本市紀見ヶ丘一丁目18番1号</td></tr> </table>	名称	位置	高野口こども園	略	すみだこども園	略	橋本こども園	略	応其こども園	略	紀見こども園	橋本市紀見ヶ丘一丁目18番1号	(事業) 第4条 こども園は、次に掲げる事業を行う。 (1) 認定こども園法第3条第2項に関すること。 (2)・(3) 略 別表(第3条関係) <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>高野口こども園</td><td>略</td></tr> <tr> <td>すみだこども園</td><td>略</td></tr> <tr> <td>橋本こども園</td><td>略</td></tr> <tr> <td>応其こども園</td><td>略</td></tr> </table>	名称	位置	高野口こども園	略	すみだこども園	略	橋本こども園	略	応其こども園	略
名称	位置																						
高野口こども園	略																						
すみだこども園	略																						
橋本こども園	略																						
応其こども園	略																						
紀見こども園	橋本市紀見ヶ丘一丁目18番1号																						
名称	位置																						
高野口こども園	略																						
すみだこども園	略																						
橋本こども園	略																						
応其こども園	略																						

(橋本市立保育所条例の一部改正)

第2条 橋本市立保育所条例(平成18年橋本市条例第134号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後	改正前
-----	-----

別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
三石保育園	略	紀見保育園	橋本市胡麻生323番地の1
高野口こども園	略	三石保育園	略
すみだこども園	略	高野口こども園	略
橋本こども園	略	すみだこども園	略
応其こども園	略	橋本こども園	略
		応其こども園	略

(橋本市立幼稚園設置及び管理条例の廃止)

第3条 橋本市立幼稚園設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第108号)は、廃止する。

(橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部改正)

第4条 橋本市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例(平成27年橋本市条例第27号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(利用者負担額の徴収) 第4条 市長は、市立保育園(橋本市立保育所条例(平成18年橋本市条例第134号)第2条に規定する保育園をいう。以下同じ。)及び市立こども園(橋本市立こども園条例(平成19年橋本市条例第22号)第3条に規定するこども園をいう。以下同じ。)から教育又は保育を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者等から、前条に定める利用者負担額を徴収するものとする。 2 略 (預かり保育料) 第6条 市長は、市立こども園において預かり保育の提供を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者等から別表第3に定める預かり保育料(以下「預かり保育料」という。)を徴収するものとする。 (利用者負担額の通知) 第13条 市長は、利用者負担額の額を決定したとき又はその額を変更した	(利用者負担額の徴収) 第4条 市長は、市立幼稚園(橋本市立幼稚園設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第108号)第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は市立保育園(橋本市立保育所条例(平成18年橋本市条例第134号)第2条に規定する保育園をいう。以下同じ。)及び市立こども園(橋本市立こども園条例(平成19年橋本市条例第22号)第3条に規定するこども園をいう。以下同じ。)から教育又は保育を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者等から、前条に定める利用者負担額を徴収するものとする。 2 略 (預かり保育料) 第6条 市長は、市立幼稚園及び市立こども園において預かり保育の提供を受けた子どもの教育・保育給付認定保護者等から別表第3に定める預かり保育料(以下「預かり保育料」という。)を徴収するものとする。 (利用者負担額の通知) 第13条 市長は、利用者負担額の額を決定したとき又はその額を変更した

ときは、当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者が利用する特定教育・保育施設(市立保育園を除く。)の設置者又は特定地域型保育事業を行う者に通知しなければならない。	ときは、当該教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者が利用する特定教育・保育施設(市立幼稚園及び市立保育園を除く。)の設置者又は特定地域型保育事業を行う者に通知しなければならない。		
別表第3(第6条関係)	別表第3(第6条関係)		
<table><tr><td>略</td></tr></table>	略	<table><tr><td>略</td></tr></table>	略
略			
略			
備考	備考		
1 教育標準時間認定の子どもにおける預かり保育の月曜日から金曜日までの利用時間は、保育終了時間から午後4時までとする。	1 教育標準時間認定の子どもにおける預かり保育の月曜日から金曜日まで(市立幼稚園においては水曜日を除く。)の利用時間は、保育終了時間から午後4時までとする。		
2 略	2 略		

(橋本市教育相談センター設置及び管理条例の一部改正)

第5条 橋本市教育相談センター設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第106号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(利用対象者) 第5条 教育相談センターの利用対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 橋本市公私立小学校及び中学校に在籍する児童、生徒及びその保護者等 (2) 橋本市公私立小学校及び中学校に勤務する教職員 (3)・(4) 略	(利用対象者) 第5条 教育相談センターの利用対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 橋本市公私立<u>幼稚園</u>、<u>小学校</u>及び中学校に在籍する<u>園児</u>、児童、生徒及びその保護者等 (2) 橋本市公私立<u>幼稚園</u>、<u>小学校</u>及び中学校に勤務する教職員 (3)・(4) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第1条の規定による改正後の橋本市立こども園条例別表に規定する紀見こども園に係る入園手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 9 号

橋本市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正
する条例について

橋本市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例に
ついて、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 79 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(普通財産の譲与又は減額譲渡) 第 3 条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。 (1)～(4) 略 <u>(5) 認可地縁団体(地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 7 項に規定する認可地縁団体をいう。)が使用し、又は管理する普通財産を当該認可地縁団体に譲渡するとき。</u> (普通財産の無償貸付又は減額貸付) 第 4 条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。 (1) 略 (2) 普通財産の貸付けを受けた者が、地震、火災、水害等の災害<u>その他の貸付けを受けた者の責めに帰することのできない事由</u>により当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。	(普通財産の譲与又は減額譲渡) 第 3 条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。 (1)～(4) 略 (普通財産の無償貸付又は減額貸付) 第 4 条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができる。 (1) 略 (2) 普通財産の貸付けを受けた者が、地震、火災、水害等の災害により当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 10 号

橋本市立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市立郷土資料館設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 118 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(設置) 第 1 条 本市は、郷土の歴史、文化、埋蔵文化財、民俗、自然、<u>産業等に関する資料(以下「郷土資料」という。)</u>を収集し、保管し、展示して<u>教育的配慮の下に一般公衆の利用に供するとともに、これに関連する調査研究及び必要な事業を行うことにより、先人の偉業をしのび、郷土の教育及び文化の向上に資することを目的として、橋本市立郷土資料館(以下「郷土資料館」という。)</u>を設置する。 (名称及び位置) 第 2 条 郷土資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 位置 橋本市<u>橋谷 1 番地の 1</u> (事業) 第 3 条 郷土資料館においては、次の事業を行う。 (1) <u>郷土資料の収集、整理</u>及び保管に関すること。 (2) 略 (3) 郷土資料の<u>調査</u>及び研究作業に関すること。 (4) 関連資料の収集、整理、<u>調査</u>研究及び<u>保管</u>に関すること。 (5) <u>歴史、文化等の講演会、講座、学習会等の開催に関すること。</u> (6) 前各号に掲げるもののほか、<u>郷土資料館の設置の目的を達成するために必要な事業</u> (職員) 第 4 条 略 (休館日) 第 5 条 <u>郷土資料館の休館日は、次のとおりとする。</u> (1) 月曜日(月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178	(設置) 第 1 条 本市は、郷土の歴史、文化、自然<u>に対する理解を深め、教育、文化の向上に資することを目的として、橋本市立郷土資料館(以下「郷土資料館」という。)</u>を設置する。 (名称及び位置) 第 2 条 郷土資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 位置 橋本市<u>御幸辻 786 番地</u> (事業) 第 3 条 郷土資料館においては、次の事業を行う。 (1) <u>郷土の歴史、文化及び自然に関する資料(以下「郷土資料」という。)</u>の収集及び保管に関すること。 (2) 略 (3) 郷土資料の<u>調査、整理</u>及び研究作業に関すること。 (4) 関連資料の収集、整理、研究及び<u>保存</u>に関すること。 (5) 郷土資料に関する講演会、講座、学習会等の開催に関すること。 (6) 前各号に掲げるもののほか、<u>郷土資料館活動を推進するために必要な事業</u> (職員) 第 4 条 略

号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以降の日のうち休日に当たらない最初の日) (2) 休日の翌日(この日が土曜日、日曜日、休日又は前号の規定による休館日に当たるときはその翌日) (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日 2 前項の規定にかかわらず、橋本市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が特に必要があると認めるときは、郷土資料館を臨時に開館し、又は休館することができる。 (開館時間) 第6条 郷土資料館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。 ただし、入館時刻は、午後4時30分までとする。 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。 (観覧料) 第7条 郷土資料館に入館し、常設展示している資料を観覧しようとする者の観覧料は、無料とする。ただし、期間を定めた特別な企画による展示を観覧しようとする者は、1,000円を超えない範囲内で、市長が別に定める観覧料を納付しなければならない。 2 既に納入された観覧料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、観覧料の全部又は一部を還付することができる。 3 市長は、公益上必要があると認めるときは、観覧料を減額し、又は免除することができる。 (資料の貸出) 第8条 略 2 資料の貸出しを受けようとする者は、<u>教育委員会</u>の許可を受けなければならない。 3 略 第9条～第13条 略 (協議会) 第14条 教育委員会は、郷土資料館に橋本市郷土資料館協議会(以下「協議会」という。)を置くことができる。 2 協議会は、郷土資料館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、郷土資料館の事業について館長に対して意見を述べる機関とする。 3 協議会は、委員15人以内で組織し、学校教育及び社会教育の関係者、	(資料の貸出) 第5条 略 2 資料の貸出しを受けようとする者は、<u>橋本市教育委員会</u>(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。 3 略 第6条～第10条 略
--	--

<u>家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命し、又は委嘱する。</u> <u>4 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。</u> <u>5 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u> <u>第 15 条 略</u>	<u>第 11 条 略</u>
--	------------------------

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(橋本市立あさもよし歴史館設置及び管理条例の廃止)
- 橋本市立あさもよし歴史館設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 129 号)は、廃止する。

議案第 11 号

橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市児童遊園設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市児童遊園設置及び管理条例(平成18年橋本市条例第196号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 児童遊園の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 児童遊園の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
略	略	略	略
平山城ちびっこ広場	橋本市高野口町応其443番地の57	平山城ちびっこ広場	橋本市高野口町応其443番地の57
		伏原西浦池隣ちびっこ広場	橋本市高野口町伏原175番地の3

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 12 号

橋本市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例について

橋本市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例

橋本市下水道排水設備指定工事店条例(平成18年橋本市条例第201号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(指定工事店の指定) 第2条 下水道条例第6条及び農集条例第8条で規定する排水設備工事を施工することができる者は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、水道事業及び下水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)は、これを指定工事店として指定するものとする。 (1) 下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)を<u>1人以上選任</u>していること。 (2)・(3) 略 2 略 (指定の申請) 第3条 指定工事店としての指定を受けようとする者又は指定の有効期間満了後も引き続き指定を受けようとする者は、管理者が定める申請書に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 法人にあっては<u>商業登記事項証明書</u>等、定款の写し、個人にあってはその住民票の写し (3)・(4) 略 (5) <u>選任責任技術者名簿</u>及び雇用関係を証する書類 (6) 略 (責任技術者) 第13条 指定工事店は、営業所に次項各号に掲げる職務をさせるため、第10条第2項に規定する責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を<u>選任</u>しなければならない。<u>ただ</u>	(指定工事店の指定) 第2条 下水道条例第6条及び農集条例第8条で規定する排水設備工事を施工することができる者は、次に掲げる要件に適合している工事業者とし、水道事業及び下水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)は、これを指定工事店として指定するものとする。 (1) 下水道排水設備工事責任技術者(以下「責任技術者」という。)が<u>1人以上専属</u>していること。 (2)・(3) 略 2 略 (指定の申請) 第3条 指定工事店としての指定を受けようとする者又は指定の有効期間満了後も引き続き指定を受けようとする者は、管理者が定める申請書に次に掲げる書類を添付して管理者に提出しなければならない。 (1) 略 (2) 法人にあっては<u>商業登記簿謄本</u>等、定款の写し、個人にあってはその住民票の写し (3)・(4) 略 (5) <u>専属責任技術者名簿</u>及び雇用関係を証する書類 (6) 略 (責任技術者) 第13条 指定工事店は、営業所に次項各号に掲げる職務をさせるため、第10条第2項に規定する責任技術者の登録を受けている者のうちから、責任技術者を<u>専属させ</u>なければならない。

し、和歌山県内における他の営業所について兼任することを妨げない。	
2 略	2 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 13 号

橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年橋本市条例第45号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)<u>又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川(以下この条において「水道等」という。)</u>に関する技術上の実務に従事した経験を有する者<u>(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (2) 学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、<u>4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程(以下「専門職大学前期課程」という。))を含む。)<u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校(次号において「短期大学等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後<u>(専門職大学前期課程にあっては、修了した後、次号において同じ。)</u>、<u>5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u> (4) <u>短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u>	(布設工事監督者の資格) 第3条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。 (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)<u>の土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学若しくは水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において土木工学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、<u>3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)<u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>

- | | |
|--|---|
| <p>(5) <u>学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校(次号において「高等学校等」という。)</u>において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上<u>水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(6) <u>高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(7) <u>10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(8) <u>第1号又は第2号の卒業生であって、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては2年以上、第2号の卒業生にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(9) <u>外国の学校において、第1号から第6号までに規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(10) <u>技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)</u>であつて、1年以上<u>水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)</u></p> <p>(11) <u>建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、</u></p> | <p>(4) <u>学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(5) <u>10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(6) <u>第1号又は第2号の卒業生であつて、学校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生にあつては1年以上、第2号の卒業生にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(7) <u>外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(8) <u>技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。)</u>であつて、1年以上<u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> |
|--|---|

3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験に有する者に限る。)

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(2) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)を修めて卒業した後(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した(当該課程を修めて専門職大学前期課程を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同条第5号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程又は前号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。

(1) 前条の規定により水道の布設工事監督者たる資格を有する者

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 略

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。))を修了した場合を含む。)後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において、前条第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規程する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒

の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) <u>国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</u> (7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)</u>であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u>	業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (6) <u>厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</u>
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第6号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項に規定する改正規定の施行の際現にこの条例による改正前の橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関する条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了している者は、この条例による改正後の同号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

議案第 14 号

橋本市生活交通ネットワーク協議会条例の一部を改正する条例について

橋本市生活交通ネットワーク協議会条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市生活交通ネットワーク協議会条例の一部を改正する条例

橋本市生活交通ネットワーク協議会条例(平成 26 年橋本市条例第 73 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
橋本市生活交通ネットワーク協議会及び橋本市運賃協議会条例 <u>第 1 章 総則(第 1 条)</u> <u>第 2 章 橋本市生活交通ネットワーク協議会(第 2 条ー第 12 条)</u> <u>第 3 章 橋本市運賃協議会(第 13 条)</u> <u>第 4 章 補則(第 14 条)</u> <u>附則</u> <u>第 1 章 総則</u> (設置) 第 1 条 略 <u>2 市長は、道路運送法第 9 条第 4 項の規定により、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金(道路運送法施行規則(昭和 26 年運輸省令第 75 号)第 10 条第 1 項で定める運賃を除く。)に関する協議を行うため、橋本市運賃協議会(以下「運賃協議会」という。)を置く。</u> <u>第 2 章 橋本市生活交通ネットワーク協議会</u> (所掌事務) 第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関すること。<u>ただし、道路運送法第 9 条第 4 項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する事項は、道路運送法施行規則第 10 条第 1 項で定める運賃を除き、前条第 2 項に定める運賃協議会で協議し、協議会では協議しない。</u> (2)～(6) 略 (軽微な事項に関する取扱い) 第 12 条 略 <u>第 3 章 橋本市運賃協議会</u>	橋本市生活交通ネットワーク協議会条例 (設置) 第 1 条 略 (所掌事務) 第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関すること。 (2)～(6) 略 (軽微な事項に関する取扱い) 第 12 条 略

(運賃協議会の組織等) <u>第 13 条 運賃協議会の委員は、協議する運賃及び料金ごとに、次に掲げる者をもって組織し、市長がこれを委嘱し、又は任命する。</u> (1) <u>道路運送法第 9 条第 4 項各号に掲げる者</u> (2) <u>その他市長が必要と認める者</u> 2 <u>委員の任期は、当該運賃及び料金に係る協議が終了するまでとする。</u> 3 <u>運賃協議会の会議は、市長が招集する。</u> 4 <u>運賃協議会の会議は、非公開とする。ただし、道路運送法第 9 条第 4 項の規定により国土交通大臣に届け出た後にあっては、議事概要を公表することができる。</u> 5 <u>第 5 条、第 6 条第 2 項から第 4 項まで及び第 10 条の規定は、運賃協議会に準用する。</u> <u>第 4 章 補則</u> (委任) <u>第 14 条 略</u>	(委任) <u>第 13 条 略</u>
--	------------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 15 号

令和 5 年度橋本市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項の規定により、令和 5 年度橋本市水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分することについて、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

令和 5 年 度 橋 本 市 水 道 事 業 剰 余 金 処 分 計 算 書

(単位：円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金	未処分利益剰余金
当年度末残高	12,697,242,321	371,321,533	176,415,633
議会の議決による処分数額	0	0	△ 176,415,633
減債積立金への積立	0	0	△ 8,820,782
利益積立金への積立	0	0	△ 35,283,126
建設改良積立金への積立	0	0	△ 132,311,725
自己資本金への組入れ	0	0	0
条例による処分数額	0	0	0
処分後残高	12,697,242,321	371,321,533	(繰越利益剰余金) 0

(注) この計算書における△表記は、減少を示すものである。

(備考)

令和 5 年度決算で未処分利益剰余金が176,415,633円となったため、減債積立金、建設改良積立金、利益積立金へ全額を処分します。

議案第 16 号

物品購入契約の締結について

消防ポンプ(CD-I 型)自動車(消防本部)購入について、下記のとおり物品購入契約を締結したいので、橋本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 67 号)第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

1 契約の目的

物品の名称 消防ポンプ自動車
数 量 1 台

2 契約の方法

指名競争入札

3 契約金額

55,330,000 円(税込み)

4 契約の相手方

所在地 橋本市高野口町伏原 822-1
名称 株式会社高田自動車
代表者 代表取締役 田中 康暉

議案第 17 号

物品購入契約の締結について

消防ポンプ(CD-I 型)自動車(浦之段)購入について、下記のとおり物品購入契約を締結したいので、橋本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 18 年橋本市条例第 67 号)第 3 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

1 契約の目的

物品の名称 消防ポンプ自動車
数 量 1 台

2 契約の方法

指名競争入札

3 契約金額

22,605,000 円(税込み)

4 契約の相手方

所在地 橋本市市脇四丁目 85-5
名称 エバーサンクオート株式会社
代表者 代表取締役 小西 康雄

選第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法
(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 谷口 雅子

選第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法
(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 藤原 秀幸

選第 3 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として、下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法
(昭和 24 年法律第 139 号)第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

令和 6 年 9 月 2 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

記

氏 名 中西 ひとみ